

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
1	基本的考え方	<p>食品安全委員会(仮称)の調査への協力義務規定、食品安全委員会(仮称)の勧告の尊重義務などを規定すべきではないか。</p>	<p>調査への協力義務については、食品安全基本法案において、食品安全委員会は、所掌事務の遂行のため、関係行政機関に資料の提出等必要な協力を求めるほか、関係機関等に対し必要な調査委託や緊急時に調査等を要請できることとされております。また、勧告の尊重義務については、同法案において、食品安全委員会は、食品健康影響評価(リスク評価)の結果に基づき講ずべき施策等について関係大臣に勧告することとされており、また食品の安全性の確保に関する施策の策定は、当該結果に基づいて行わなければならないこととされております。</p>
2	基本的考え方	<p>リスク評価を行う食品安全委員会(仮称)に移行する機能と、各種審議会における運営の変更点を明確にすべきではないか。</p>	<p>食品安全基本法案において、食品安全委員会の所掌事務として、食品健康影響評価(リスク評価)を行うこととされていることから、リスク管理機関である厚生労働省は食品健康影響評価(リスク評価)を所掌しないこととなります。また、薬事・食品衛生審議会の運営において、食品健康影響評価(リスク評価)は食品安全委員会にゆだねることとなります。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
3	基本的考え方	リスク管理機関等が有する食品の安全に関する内外の情報の食品安全委員会(仮称)への提供措置を明記すべきではないか。	<p>食品安全基本法案において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、内外の情報の収集、整理及び活用等や関係者間での情報交換等の促進といった措置を講じなければならないこととされており、政府はこれらの措置の実施に関する基本的事項を定めることとされております。</p> <p>また、食品安全委員会の所掌事務として、「関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整」が規定されるとともに、委員会が関係行政機関に資料の提出等必要な協力を求めることができることとされております。</p>
4	基本的考え方	<p>添加物の規格基準、残留農薬基準、新規食品禁止などのリスク管理措置を講ずる際には、科学的な根拠が不足している場合でも政策的判断で安全側に立った措置が取れるよう、予防原則(precautionary principle)に従って行うことを法律に規定すべきではないか。</p>	<p>「予防原則」の用語については、国際的にもその概念等について議論があることから、法律上位置付けることは困難ですが、今回の法改正においては、残留農薬等のいわゆるポジティブリスト制や特殊な方法により摂取する食品等の暫定的流通禁止措置など、食品の安全性を確保し、国民の健康を保護するとの観点に立ったより積極的な対応を図ることとしております。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
5	法の目的規定の見直し	法の目的に「食の安全の確保」を盛り込むことは、食品衛生の範囲を超えるものであり、不適當ではないか。	従来より、食品衛生法に基づき、食品の安全性の確保に取り組んできたところでありますが、今回の法改正においては、食品の安全性を確保し、国民の健康を保護するとの観点に立ったより積極的な対応を図ることとしたものです。
6	法の目的規定の見直し	法の目的に「食品の安全を求めるのは国民の権利であることに鑑み」と挿入するなど、消費者の権利について盛り込むべきではないか。	今回の法改正において食品衛生法の目的規定に「食品の安全を確保することにより、国民の健康の保護を図る」旨を明確に位置付け、さらに国及び地方公共団体は、関係者相互間の情報及び意見の交換、いわゆる「リスクコミュニケーション」の促進を図るため、食品の規格基準の策定や添加物の指定、監視指導指針、計画の策定等の具体的な基準設定等に際し、広く国民の意見を求めるとともに、これらの基準策定時以外の場合においても、施策の実施状況を公表し、広く国民の意見を求めることを規定することといたしました。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
7	法の目的規定の見直し	<p>法の目的について、自然環境や生態系にできる限り影響を与えないで、たべものを生産・供給しその安全・安心を図ることを目的とするべきではないか。</p> <p>国及び地方公共団体の責務について、地球環境への負荷をできるだけ少なくする食べ物の供給体制が必要であることから、合成化学物質の乱用や異なる種間の遺伝子操作を避けたたべものをつくる技術を推奨し、その研究から実践までをサポートする責務を負わせるべきではないか。</p> <p>販売業者等の責務として、地球環境への負荷をできるだけ少なくする食べ物の生産・供給体制が必要であることから、薬剤をできる限り使用しないたべもの生産・製造・保存・輸入・流通をめざし、地産地消、旬のものを食べることを原則とする責務を負う旨規定すべきではないか。</p>	<p>「食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図る」という食品衛生法の趣旨、目的にかんがみると、ご指摘の内容を法の目的等として規定することは適当ではないものと考えております。</p>
8	国及び地方公共団体の責務	<p>責務規定においてリスク分析全体にわたる情報の積極的収集・開示・提供、消費者啓発や施策の評価を規定する必要がある。(例えばカビや細菌汚染、薬剤残留や遺伝子組み換え食品などの調査を実施した場合、産地を含む全てのデータを迅速に公表することを義務づけることや健康被害のデータベースの作成など)</p>	<p>現在でも、例えば輸入食品の違反状況については、品目、違反内容、輸入国、輸入者などについて公表しているほか、各種調査結果等をインターネット等を通じて迅速に公表しております。</p> <p>さらに、今回の法改正において、国の責務として、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う旨の規定を設けるほか、国及び地方公共団体は、関係者相互間の情報及び意見の交換、いわゆる「リスクコミュニケーション」の促進を図るため、食品の規格基準の策定や添加物の指定、監視指導指針、計画の策定等の具体的な基準設定等に際し、広く国民の意見を求めるとともに、これらの基準策定時以外の場合においても、施策の実施状況を公表し、広く国民の意見を求めることを規定することといたしました。また、監視指導計画の実施状況についても公表することといたしました。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
9	国及び地方公共団体の責務	国及び地方公共団体の責務は「努める」ではなく、例えば「必ず行わなければならない」など、責務を確実に実行する趣旨の文言とするべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえた責務規定の表現ぶりいたしました。
10	国及び地方公共団体の責務	例えば国及び地方公共団体の責務については「食品衛生に関する正しい知識の普及」「食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供」などの事項ごと、また、販売者等については「生産者」「製造業者」等の類型ごとに、それぞれの項目をおこした上で、具体的な「責務」の内容をそれぞれに出来る限り列挙すべきではないか。	ご指摘の責務内容の事項ごとのさらなる具体化や事業者の類型ごとの責務内容の具体化については、今後ガイドラインや通知等によりお示ししていきたいと考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
11	国及び地方公共団体の責務	地方自治体も含め食品の安全行政に関する消費者参画の推進を図る旨法律で規定すべきではないか。	今回の法改正において、国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は、関係者相互間の情報及び意見の交換、いわゆる「リスクコミュニケーション」の促進を図るため、食品の規格基準の策定や添加物の指定、監視指導指針、計画の策定等の具体的な基準設定等に際し、広く国民の意見を求めるとともに、これらの基準策定時以外の場合においても、施策の実施状況を公表し、広く国民の意見を求めることを規定することといたしました。
12	国及び地方公共団体の責務	(薬事・食品衛生審議会など)「関係審議会への消費者代表の参加を明確にすることなど、消費者参画や情報公開などにつき、人選、審議会の運営規程において規定すべきではないか。	薬事・食品衛生審議会は、食品の安全性に係る施策等に関して科学的な見地から学識経験者の意見を聴くものであるため、消費者や事業者としての参画を審議会の運営規程に明記することは、困難であると考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
13	国及び地方公共団体の責務	消費者等からの公聴会の請求や意見提出、それへの行政からの回答等をはじめとする、リスクコミュニケーション、消費者参加、行政の説明責任等に関する手続き規定が、具体的に法律で規定されることが必要である。	今回の法改正において、国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は、関係者相互間の情報及び意見の交換、いわゆる「リスクコミュニケーション」の促進を図るため、食品の規格基準の策定や添加物の指定、監視指導指針、計画の策定等の具体的な基準設定等に際し、広く国民の意見を求めるとともに、これらの基準策定時以外の場合においても、施策の実施状況を公表し、広く国民の意見を求めることを規定することといたしました。
14	国及び地方公共団体の責務	消費生活用製品安全法や家庭用品品質表示法にある「申し出制度」を参考に、厚生労働大臣の応答義務・措置義務をも定めた国民の措置請求制度を盛り込むべきではないか。	今回の法改正において、国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は、関係者相互間の情報及び意見の交換、いわゆる「リスクコミュニケーション」の促進を図るため、食品の規格基準の策定や添加物の指定、監視指導指針、計画の策定等の具体的な基準設定等に際し、広く国民の意見を求めるとともに、これらの基準策定時以外の場合においても、施策の実施状況を公表し、広く国民の意見を求めることを規定することといたしました。 なお、実際に食品衛生上の危害の発生が懸念されるような場合については、既に、法律上、都道府県等が必要な調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて回収命令などの措置を講ずることとされております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
15	国及び地方公共団体の責務	省庁の承認等に対する国民の異議申し立ての制度を盛り込むべきではないか。	今回の法改正において、国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は、関係者相互間の情報及び意見の交換、いわゆる「リスクコミュニケーション」の促進を図るため、食品の規格基準の策定や添加物の指定、監視指導指針、計画の策定等の具体的な基準設定等に際し、広く国民の意見を求めるとともに、これらの基準策定時以外の場合においても、施策の実施状況を公表し、広く国民の意見を求めることを規定することといたしました。
16	国及び地方公共団体の責務	消費者参加の推進のため、パブリックコメントの求め方についても工夫すべきではないか。	従来より、規格基準等の策定や改正時にパブリックコメントを聴取するとともに、今回の法改正においてもインターネット上で「ご意見募集」を行い、また東京及び大阪で消費者との意見交換会を開催するなど消費者参画に努めてきております。さらに今回の法改正において、基準等の策定時及びそれ以外の場合においても、施策の実施状況を公表し、広く国民の意見を求めることを規定することといたしました。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
17	国及び地方公共団体の責務	消費者も食に対する理解を深め、食品の安全性等について正しい知識を得ることが重要であるので、例えば「食品の安全性に関する知識及び理解を深めるとともに、必要な意見を表明する」など、消費者の義務、役割や責任についてももうたわれるべきではないか。	食品安全基本法案において、消費者の役割として、「食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めること」によって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす旨盛り込まれております。
18	国及び地方公共団体の責務	国や地方公共団体の相談窓口を一本化し、明確にするべきである。	食品衛生に関するご相談については、厚生労働省では行政相談室やメール等を通じた対応に併せて、直接、担当部署が相談対応を行っております。また、地方公共団体においては各地域の保健所において相談を受け付けております。また、表示に係る相談に対しては、上記の相談体制に加え昨年12月から農林水産省との連携のもと、(社)日本食品衛生協会(東京)と(独)農林水産消費技術センター(埼玉)において食品衛生法及びJAS法に関する一元的な相談窓口を整備したところであります。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
19	国及び地方公共団体の責務	食品の安全の確保や危害発生拡大の防止を国の責務として明記すべき。	食品の安全性の確保及び危害発生防止を法の目的に位置付け、当該目的を達成するための具体的な国の責務の内容を列挙することといたしました。
20	国及び地方公共団体の責務	運用規定の中で、国の責務として、是非地方公共団体が実行できるような手だてとして財政措置も充実させるよう盛り込むべき。	都道府県等が行う食品衛生監視は、地方公共団体の事務として位置付けられていることから、食品衛生監視員の人員確保や食品等に対する検査などに対しては、地方交付税による財政措置を行っているところであります。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
21	国及び地方公共団体の責務	改正法の適用については、指導・準備体制の整備期間等を十分考慮すること。	今回の法改正は、食品の安全性の確保のためにも、その速やかな施行が求められており、原則として公布の日から3か月以内に施行することといたしました。ただし、例えば、残留農薬等のいわゆるポジティブリスト制のように、準備に相当程度期間を要するものについては3年以内の施行とするなど、十分な準備期間を設けることといたしました。
22	国及び地方公共団体の責務	流通等の規制(回収)については、当該食品の添加物等のリスク分析に基づく基準を明確にし、その基準に違反したものに限定すべきである。微量で健康被害が想定されない場合は、行政部局で回収不要の判断ができるようにして欲しい。	基準違反の食品等については、国民の健康の保護を基本に、その危害発生の可能性や流通量などを総合的に勘案して、都道府県知事等において、回収命令も含め適切な対応をとっているところであります。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
23	国及び地方公共団体の責務	<p>国際的な連携の確保については、例えばJECFA、JMPRやコーデックスの場で、日本の意見を十分反映させるため、JECFA、JMPRの事務局を努めるFAO、WHO部局への継続的な人材派遣。コーデックス会議への日本代表団の少なくとも一部は永年継続的に出席すること。民間情報網の組織的かつ継続的活用。を検討すべき。</p>	<p>食品の国際基準の検討等における我が国の連携に関しては、例えば、JECFA、JMPRへ我が国の専門家を今後も継続して派遣する予定であることや、コーデックス等の国際会議に、現在でも既に可能な限り同じ職員等を派遣する等継続的な対応について配慮しているところであり、今回の法改正において国の責務として国際的な連携の確保が位置づけられたことも踏まえて、今後とも科学的知見の提供や議論への積極的な参加等を通じて国際的な連携を図っていくこととしております。なお、民間の有効な情報についても積極的に活用していくこととしております。</p>
24	販売業者等の責務	<p>製造業者が自己の製造する食品について危険・危害情報を得た場合、速やかに行政に報告すべき義務を設けるべきではないか。</p>	<p>今回の法改正において、食品等事業者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならないことを規定することいたしました。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
25	販売業者等の責務	製造業者が自己の製造する食品に起因して被害が生じた蓋然性を認める段階で、被害拡大防止に必要な処置をとるべき義務を設けるべきではないか。	今回の法改正において、食品等事業者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生上の危害の原因となった販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならないことを規定することといたしました。
26	販売業者等の責務	販売業者等の責務の具体的内容をガイドライン等で示すべき。	今回の法改正において、食中毒発生時や違反食品発見時に危害発生の原因となった食品等の廃棄等の措置を適確かつ迅速に講ずるため、食品等事業者に対し、食品衛生の危害発生の防止に必要な限度において、当該事業者に対して食品や原材料等の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成、保存するよう努めなければならないことといたしましたが、その具体的な内容については、食中毒調査、違反食品発見等の際に必要な情報を得るという観点から、関係業界の実態も踏まえ検討し、今後通知等において広く周知していく考えであります。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
27	販売業者等の責務	大局的な危機管理の視点から、「内部警告者」が不利益を被ることの無いよう匿名性を担保するなどの対応も検討すべき。	内部通報者の保護に関しては、国民生活審議会消費者生活部会において、公益通報者保護制度も含め消費者政策の抜本的見直しの必要性を指摘した「中間報告」が平成14年末に出されており、そこでは、「公益通報者保護制度の具体的内容について早急に検討を進め、必要な法制化を図るべきである」と指摘されているところであり、食品における取扱いについても、そういった他制度も含めた、政府全体の議論を踏まえて対応する必要があると考えております。
28	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	残留農薬基準を適切に設定してほしい。その際には、人員と予算の再配分によって十分な体制を整備し、及び十分な審議を行うべきである。	残留農薬基準は現在229の農薬に設定していますが、食品中の残留農薬に関していわゆるポジティブリストを導入するために、食品衛生法第7条に基づく残留農薬基準の設定をさらに加速させる必要があります。このことから、暫定的な基準を含めた必要な基準を設定するために、残留動物用医薬品等も合わせ、平成15年度予算案に約7億円を、平成14年度補正予算については約7千万円を計上していることに加え、平成15年度より基準整備の強化に必要な人員として基準策定専門官を2名増員することとしております。また、これらの基準の策定に際しては、これまでと同様に、審議会に意見を聴くとともに資料を公表し、広く国民からの意見を求めた上で、十分な審議を進めていくこととしております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
29	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	ポジティブリスト制の導入のための準備期間は、国民の健康を考え、最短とすべきではないか。(平成18年では長すぎる。)	食品中の残留農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制の導入にあたっては、数多くの農薬等について基準を整備する必要があるため、基準の検討、審議会での議論、国民からの意見聴取、WTO通報等の準備に相当程度期間を要するものと考えておりますが、ご指摘の趣旨も踏まえて、施行を公布の日から3年以内で政令で定める日とし、準備ができ次第、できるだけ早期に施行したいと考えております。
30	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	ポジティブリスト化は期限を切って施行すべき。	ご指摘のように、食品中の残留農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制については、公布の日から3年以内で政令で定める日に施行することいたしました。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
31	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	ポジティブリスト化の移行のための基準策定計画や予算・体制整備を明示すべきではないか。	<p>食品中の残留農薬等に関して、いわゆるポジティブリスト制を早急に導入するためには、大きな改正の全体像を国内外に早急に示す必要があることから、暫定的な基準の策定は段階的に行うのではなく、全体の基準案をできるだけ早期に示していくこととしております。</p> <p>また、これらの基準の整備に必要な平成15年度予算については約7億円を、平成14年度補正予算については約7千万円を計上しており、さらには、平成15年度より基準策定専門官2名の増員を図ることとしております。</p>
32	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	安全性評価は開かれた仕組みが必要であり、新たな疫学調査や消費者の声などを十分に反映させるべきである。	<p>食品衛生法第7条に基づく残留農薬基準の設定にあたっては、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くこととされておりますが、同審議会は公開で開催され、資料も公表されております。また、今回新設される国民の意見聴取規定に即し、基準案に対して寄せられた意見や新たな疫学調査結果の知見等の情報を踏まえて審議を行うこととしており、ご意見の趣旨については、審議会の運営面などで引き続き対応していきたいと考えております。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
33	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	海外主要国で一般的に使用される農薬等の使用実態を的確に把握し、可能な限り幅広く残留基準を作成すべきであり、またその際にはコーデックス基準等国际基準と整合を図るべきである。またこの際、既存の基準値についても見直しを図るべきである。	食品中の残留農薬等に関していわゆるポジティブリスト制を導入するに当たり策定する暫定的な基準については、コーデックス基準として国際基準が設定済みの残留基準や、我が国で設定されている登録保留基準を踏まえて策定する他、諸外国で設定されている基準値のうちJMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)で科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき設定されているものについてはそれらも参考としながら、基準の策定を進めたいと考えております。
34	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	ポジティブリスト制移行に際しての経過措置設定において、日本人の食品摂取等を考慮し、安易に国際基準に順じないようすべきである。	いわゆるポジティブリスト制の導入に当たっては、基準が未設定の農薬等が数多く存在することから、コーデックス基準として国際基準が設定済みの残留基準や我が国で設定されている登録保留基準など、既に安全性について一定の科学的評価を経ているものを参考に、広く国民や審議会の意見を聴きながら、暫定的に基準を整備し、早期の施行を目指すこととしております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
35	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	加工食品についても、基準値を設定すべきである。また設定するのであれば、困難が伴うと思われるがどのような方針で進めていく予定か。	ご指摘のように、残留農薬等のいわゆるポジティブリスト制については、農畜水産物だけでなく、それらを加工した食品も含めたすべての食品を対象とする方向で検討を進めております。具体的には、加工食品中の農薬等については、多種多様な加工食品の存在、製造・加工工程による農薬等の濃度の変化などから、原則として、個々の加工食品に基準値を設けるのではなく、現行の抗生物質の規制と同様に、原材料として用いた農産物等が基準を超えているか否かによって判断することを考えております。
36	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	農薬や食品添加物、容器包装などにつき、妊婦や発育途上の子供に対する影響を評価した基準を策定すべき。	残留農薬や食品添加物等の基準は、個々の物質毎に、我が国の食品摂取量を勘案した最大の一日摂取量が、一生涯にわたって安全なレベルとされる許容一日摂取量(ADI)の範囲内となるよう設定されております。このADIの設定にあたっては、胎児や新生児に対する影響を調べる繁殖試験等を含めた各種の毒性試験において、各々の化学物質が実験動物に何ら毒性影響が認められない量を特定し、その量に更に、人と動物の間の種差や人の個体間の感受性の差を勘案した安全係数を加味して、人に対する安全なレベルを求めています。このように、従来から、妊婦や子どもに対する影響も評価した上で、基準を設定しているところであります。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
37	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	ドリフト等による非意図的曝露の可能性を否定できず、また微量分析技術・機器の開発に伴う検知度の向上などに鑑み、基準を設定しない作物(群)についての違法とならない残留レベルを明文化すべきである。	残留農薬のいわゆるポジティブリスト制の導入にあたっては、現実には、微量の非意図的な残留も考えられるため、法律上、農薬の成分である物質を全く含んではならないこととせず、一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる量を一定の値として定め、当該量を超えて残留してはならない旨規定することといたしました。なお、この値については、諸外国における取扱いも参考としながら、今後、薬事・食品衛生審議会の意見も聴いて具体的に設定していきたいと考えております。
38	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	ポジティブリストにない農薬の公定法(分析法)と検出限界などを明文化すべきである。またその際には、米国のGRAS制度を参考にしているかどうか。	残留基準を設定しない農薬については、安全性の観点から明らかに残留規制が必要でないものを除き、人の健康を損なうおそれがないと認められる量として、諸外国における取扱いも参考としながら、一定の値を定め、その量を超えて食品に残留してはならない仕組みとすることといたしました。また、農薬の分析法については、幅広く情報を収集し、提供していきたいと考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
39	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	<p>「残留基準が未設定の登録農薬等について定める基準」の設定及び適用に際しての生産農家等の使用状況等の配慮、また「流通等の禁止」の運用等に際しての周知徹底や販売業者等への過度の負担を強要しないこと、施行まで十分な猶予期間をおくなど、現場の混乱の防止に努めるべきである。</p>	<p>食品中の残留農薬に関していわゆるポジティブリスト制を導入するに当たっては、農薬の製造・輸入、販売、使用等を規制している農薬取締法に基づく登録保留基準などを参考に、暫定的な基準を策定するなど、我が国の農薬の使用を踏まえたものとしております。</p> <p>また、この暫定的な基準については、コーデックス基準として国際基準が設定済みの残留基準の他、諸外国で設定されている基準値のうちJMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)で科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき設定されているものについても参考とするとともに、基準を策定する審議会の公開、意見聴取の実施、一定の周知期間の設定など、制度の円滑な導入に努めてまいります。</p>
40	残留農薬等のポジティブリスト制の導入	<p>動物用医薬品についてはどういう進め方をするのか。食品中に抗生物質・抗生抗菌剤は含まれてはならないことを規定しているが、飼料安全法の対象物も含め、全てを検討するのか。許容残留量(MRL)を定めるための日本の現行方式は信頼できる化学的基準に基づいておらず、あまりにも厳しく規制されている物質がある一方、事実上何の残留モニタリングもなされずに審査される物質もある。欧米では新しい物質(動物用医薬品を含む)については、規定のMRLに基づいて製品の販売が承認される時点で投与中止期間が設定される。同様のシステムを採用すべき。</p>	<p>動物用医薬品の食品中への残留に関しては、現在、食品衛生法第7条に基づく基準として26品目に基準が設定されていることに加え、抗生物質又は合成抗菌性物質については、それぞれ、食品中又は食肉中に含まれてはならないこととされております。</p> <p>今回、残留基準が設定されていないものの残留があった場合にその食肉等の流通を禁止とするいわゆるポジティブリスト制の導入にあたっては、コーデックス基準として設定済みの残留基準の他、動物用医薬品としての承認時のデータなども参考として、ご指摘の飼料安全法の飼料添加物を含め、必要に応じて暫定的な基準を設定していくこととしております。</p> <p>さらに、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律案」における薬事法改正によって、承認と同時に食品中の残留基準が設定される仕組みを導入することとしております。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
41	既存添加物	既存添加物の消除基準や消除後の位置づけを明確にするべきである。	<p>既存添加物名簿からの消除については、今回の法改正により、人の健康を損なうおそれがあると認めるとき、現に販売の用に供されていないと認めるときに消除することができる旨を規定することといたしました。また、消除された添加物は、法第6条が適用されることから、別途指定されない限り、流通等が禁止されることとなります。</p>
42	既存添加物	<p>使用実態がない既存添加物については、科学的根拠に基づき安全性に問題があるとされる場合にのみ消除すべきではないか。その際には国際機関や欧米の基準との整合を図るべき。また使用禁止とせず例えば時限的な使用停止のような措置とすべきではないか。使用実態はないが品質改良中のものについては既存添加物名簿に残すべきではないか。</p>	<p>そもそも既存添加物制度は、平成7年の法律改正の際に現に食品に使用されている天然添加物の使用を引き続き認めるために設けられた経過的な措置であり、既に使用実態がない天然添加物を既存添加物として名簿に掲げておくことについては、経過措置である既存添加物制度の趣旨にかんがみ適当ではないことから、今回の法改正により、使用実態のないものについても消除規定を設けることといたしました。</p> <p>また、その消除の際には、公示した消除予定添加物名簿に対して訂正が必要なときは6ヶ月間申出を受けることを法律上規定することとしており、例えば使用実態があるなど、その申出に正当な理由があると認められる場合は、消除予定添加物名簿から消除することによって、既存添加物名簿に残すこととしております。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
43	既存添加物	既存添加物名簿は本来経過措置であり、既存添加物名簿を規定した附則を削除し、天然添加物についても指定制度に移行すべき。実施計画及びその期限について明示すべきではないか。	既存添加物とされている天然添加物はすでに一定の食経験があることから、必ずしも食経験のない化学的合成品や新たに添加物として用いられることとなる天然物と同等の取扱いをする必要はなく、海外の例を見ても、こうした既存添加物と指定添加物について、食経験の有無を踏まえて異なる取扱いをすることには一定の合理性があると考えております。ただし、これら既存添加物については、早急な安全性の見直しが求められていることから、今後とも国が中心となって、毒性試験の実施等を行い、人の健康を損なうおそれのある既存添加物については、既存添加物名簿から削除していきたいと考えております。
44	既存添加物	既存添加物名簿から削除された添加物については遅滞なく公表するとともに回収を命ずるべきではないか。	既存添加物名簿から削除することとした添加物については、その名称を削除後遅滞なく公示することとしており、削除された添加物及びそれを含む食品は食品衛生法第6条違反に該当することとなりますが、その具体的な対応については、都道府県等が、国民の健康の保護を基本に、その危害発生の蓋然性や流通量などを総合的に勘案して、回収命令も含め適切な対応をとることとなります。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
45	既存添加物	今回のフェロシアン化合物の指定のような方法をやめ、従来の指定方法を厳守して審議すべきである。	食品添加物を人の健康を損なうおそれがない場合として指定する際に必要な資料については、平成8年の「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」（いわゆる「ガイドライン」）に示しているところではありますが、フェロシアン化合物の指定にあたっては、ガイドラインで求めている評価に必要な資料に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したところであります。食品添加物の指定に当たっては、国民の健康の保護の観点から、今後とも、審議会の意見を聴きつつ、適正に対応していく考えです。
46	既存添加物	香料は限られた検査機関でしか分析できない。公的機関や登録検査機関など外からチェックするほかに、内部で各メーカーがハサップ方式などを確立して、自分たちで制限していくという方法も必要だと思うが、香料について、どの程度まで規定を考えているのか。また、天然香料の安全性についても評価すべき。	今回の法改正において、食品等事業者の責務として、自らの責任においてその製造等する食品の安全性を確保するため、知識・技術の習得や原材料の安全性の確保、自主検査の実施などの必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定することとしております。特に、香料については、ご指摘のとおり、第三者による分析が困難な場合が多いため、地方自治体による監視だけでなく、自主的な取組みがより一層必要なものと考えております。なお、天然香料については、使用される量がごく微量であること、新規原料物質の開発の可能性がほとんどないことなどから、安全性に問題はないものと考えており、まずは、既存添加物の安全性見直しを急ぐべきと考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
47	既存添加物	天然添加物は全て量的規制の対象にし、安全限界が確認されるまでの経過措置として、現状で使用されている最大値を規制値とするようにすべき。	天然由来の既存添加物の安全性に関しては、平成8年度より厚生科学研究等により安全性の見直しを行い、今回の法改正において安全性に問題のあるものの使用禁止規定を整備することとしたことを踏まえ、平成15年度予算案において、毒性試験の実施等に要する経費を大幅に増額し、その作業を加速することとしております。これまでのところ問題になるようなものはなく、ご指摘のような措置を講じる必要はないと考えておりますが、今後とも、国民の健康を損なうことがないように、試験結果等を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。
48	既存添加物	新たに食品添加物の指定を受ける、あるいは既存添加物について基原・製法・本質の追加や変更を行う際に必要となる資料の簡略化について検討するなど、指定制度について弾力的な考え方で検討して欲しい。	食品添加物の指定又は使用基準の改正における必要な資料の範囲等については、平成8年の「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」（いわゆる「ガイドライン」）において、合理的な理由がある場合は適宜資料の添付を省略できるとしており、個別具体的に適切に対応しているところであります。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
49	既存添加物	<p>既存添加物全般に関する見直し提案としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブリストへの登録、規格基準、基原・製法・本質等はカテゴリー別にガイドラインを定め、運用する。 ・ポジティブリストへの登録、削除、変更の基準を定める。 ・指定添加物(化学的合成品が主体)とは別管理とする。 	<p>既存添加物については、平成7年の法改正に伴い、当時流通していた天然添加物を指定添加物とは別にリスト化したものであって、新たな登録はできない仕組みになっております。いずれにしても、既存添加物の安全性見直しを早急に行い、必要に応じて名簿からの削除、規格基準の設定等、適切に対応していく考えであります。</p>
50	既存添加物(その他添加物等)	<p>化学合成品の添加物は、複合的な悪影響、慢性毒性などの恐れもあり、国民の健康を考えて指定を厳格にしその数を減らす必要があります。</p>	<p>食品添加物等の基準は、個々の物質毎に、我が国の食品摂取量を勘案した最大の一日摂取量が、一生涯にわたって安全なレベルとされる許容一日摂取量(ADI)の範囲内となるよう設定されております。このADIの設定にあたっては、慢性毒性試験を含めた各種の毒性試験において、各々の化学物質が実験動物に何ら毒性影響を及ぼさない量を特定し、その量に更に、人と動物の間の種差や人の個体間の差を勘案した安全係数を加味し、人に対する安全なレベルを求めています。このため、複合的な影響、慢性的な影響についても十分対応できており、これは国際的にも認められた考え方です。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
51	新開発食品の安全確保の充実	いわゆる健康食品が多<の消費者の支持を得て社会に定着し利用者の健康維持増進に貢献している実態をよく調査しないままこれらのいわゆる健康食品を不正なものとして規制しようとしており、消費者の適正な健康法判断に大きな影響を与えかねず再度充分な調査を実施するなどの再検討を強く訴えます。	今回の法改正は、特殊な方法により摂取する食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要がある場合、その安全性が確認されるまでの間、暫定的に流通を禁止することができるものとしており、いわゆる健康食品を一律に規制しようとするものではありません。
52	特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置	たとえば生活習慣病の予防の可能性のあるものについてなど、「いわゆる健康食品」の定義をはっきりさせ、保健機能食品制度の法整備を行い、表示内容・販売方法・広告規制・罰則などを明確にして、一般食品とは区別して対応すべきではないか。	いわゆる健康食品に係る制度のあり方については、国民の健康づくりにおける健康食品の位置づけを明らかにした上で、消費者が十分な情報に基づき、より適切に選択、活用できるようにすることが重要であると考えており、今回の改正とは別途、広く関係者を交えた検討会を設け、欧米の制度も参考にしつつ、検討していくこととしたいと考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
53	特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置	新開発食品等の安全性を事前に審査する、あるいは事業者に一定の安全性を立証させるべきである。	<p>今回の法改正において、食品等事業者の責務として、自らの責任において、その製造等する食品の安全性を確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定することとしており、いわゆる健康食品に関わる事業者等についても、この責務が適用となります。</p> <p>なお、人の健康を損なうおそれが明らかなものについては、従来からその販売等が禁止されており、その上で、今回、人の健康を損なうおそれが明らかとは言えないが、特殊な方法により摂取する食品等について食品衛生上の危害の発生を防止するために必要がある場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、安全性が確認されるまでの間、暫定的に流通禁止ができる規定も新たに設けることといたしました。</p>
54	特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置	安全性確保の観点からも、食品添加物であれば規格基準があるように、新開発食品についても何らかの品質基準を定めるべきではないか。	<p>食品についても、添加物と同様、公衆衛生の見地から、成分規格や製造等の基準を定めることができることとなっておりますが、必要なもののみ設定しており、いわゆる健康食品についても、規格基準の設定の必要性等が明らかになった場合には、適切に対処していきたいと考えております。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
55	特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置	健康被害が起こってからでは遅いので、たとえば骨子案に示されている「一般に飲食に供されることがなかった物を含む可能性のある食品であって、当該食品を摂取した者に健康被害が生じているもの」については、「人の健康を損なうおそれのない確証のないもの」も含めるなど、リスクマネジメントの立場から健康被害の生じるおそれがあるものについても厳しく取り締まるべきである。	食経験があり、かつ現に健康被害が生じていない食品であっても、健康被害の生ずるおそれのあるものについては、現行法第4条の販売等の禁止及び第7条に基づく規格基準の設定等により、必要に応じ適切な規制を行うこととしております。その上で、今回の法改正においては、一般に飲食に供されてきた食品と同様の食品であるが、当該食品によるものと疑われる人の健康被害が生じており、その被害の態様からみて、食品として利用されることがなかった物が含まれると疑われるものについて対応する規定を設けることといたしました。この規定は、原因物質や因果関係が特定できず、現行法第4条や第7条が発動できない段階であっても迅速に対応できるようにするためのものであります。
56	特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置	「人の健康を損なうおそれがない旨の確証のないもの」「一般に飲食に供されることがなかった物を含む可能性のある食品」「一般的な摂取方法とは著しく異なる方法により摂取される食品(濃縮化など)」といった文言は恣意性のはたらく余地が大きいので撤回すべき。	ご指摘の規定については、法文としては十分明確であると考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
57	特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置	<p>「人の健康を損なうおそれがない旨の確証のないもの」「一般に飲食に供されることがなかった物を含む可能性のある食品」「一般的な摂取方法とは著しく異なる方法により摂取される食品(濃縮化など)」といった文言の定義や解釈について例えばガイドラインなどにより明確にするべきではないか。また、どういう体制で判定していくのか。</p>	<p>これらの規定の適用については、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要があると認める場合に、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、判断することとしております。</p>
58	特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置	<p>販売禁止の暫定期間を危害の発生の可能性を検査する間とし、またその期間に最大 日と限度を設けるべきではないか。また取り締まりの手順についても明らかにすべき</p>	<p>禁止に係る食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認める場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて禁止を解除することとしております。また当該禁止の解除の検討については、個別具体の場合により検討に要する期間が異なることと想定されるため、予め限度を設けることは困難であります。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
59	特殊な方法により 摂取する食品等の 暫定流通禁止規 定	食品と薬品の区別の見直しのときに、錠剤、カプセルなどのような形状の食品を認めたことに端を発して、健康事故などが起きているのではないかと、かなりたくさんのもが入るような食品だか薬品だかわからないようなものは自由という前提が難しいのであり、そもそも4条の2ではなくて原則禁止の4条の方に入れるべきではないか。	錠剤やカプセルなどの形状をしていることをもって、一律に、医薬品等として薬事法の規制対象としたり、食品衛生法第4条に規定する腐敗、有害・有毒物質と同等の販売等禁止規定の対象とすることは適当でないものと考えております。なお、国際的にも、こうしたものが食品として流通しているとともに、社会的にも、食品として広く受け入れられているものと認識しております。 特殊な方法により摂取する食品については、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認める場合において暫定的な流通禁止措置を講ずることにより、国民の健康の保護を図っていく考えであります。
60	特殊な方法により 摂取する食品等の 暫定流通禁止措 置	健康補助食品につき米国並みに規制を緩和し、消費者の自己責任意識を啓発していくべきではないか。	いわゆる健康食品に係る制度のあり方については、国民の健康づくりにおける健康食品の位置づけを明らかにした上で、消費者が十分な情報に基づき、より適切に選択、活用できるようにすることが重要であると考えており、今回の改正とは別途、広く関係者を交えた検討会を設け、欧米の制度も参考にしつつ、別途検討していくこととしたいと考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
61	健康増進に関する虚偽・誇大広告の禁止	健康に関する根拠がはっきりとしないものについて、健康を標榜すべきではない。特定保健用食品以外は厳しく規制すべきではないか。	今回の法改正で、全ての食品について、健康保持増進効果等に関し虚偽又は誇大な表示(広告を含む。)を行うことを禁止する旨の規定を設けることといたしました。
62	健康増進に関する虚偽・誇大広告の禁止	薬事法及び通知「無承認無許可医薬品の指導取締について(いわゆる46通知)」並びに景表法の運用を適正に実施することで、新たな規制は必要ないのではないかと。仮に新たな規制とする場合に、科学的妥当性はどのように判断するのか。	景表法(不当景品類及び不当表示防止法)及び薬事法の規制とは違い、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれのある広告等の表示を取り締まる趣旨で、新たな規制を設けることとしております。取締の対象としては、著しく事実と異なる表示内容を対象とする考えであり、科学的根拠がない場合がこれに該当すると考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
63	健康増進に関する虚偽・誇大広告の禁止	健康増進に関する強調表示に使われる用語の使用基準や、取締の対象になる虚偽・誇大広告の具体例を含むガイドラインを設定すべきである。	虚偽・誇大とは、著しく事実に相違する又は著しく人に誤認を与えることを意味しており、そのための判断は、基本的には、事例毎の事実確認が必要と考えておりますが、広告等の実態を踏まえ、専門家の意見を聴きつつ、一定の基準を策定してまいりたいと考えております。
64	健康増進に関する虚偽・誇大広告の禁止	「食品に関して健康増進等に関する虚偽、誇大広告、脅迫等の手段により、治療を受ける機会を失わせてはならない」としたうえで、「ここでいう虚偽、誇大広告とは、意図的に事実を改ざん、誇張し、あるいは必要な事実を告げなかった場合を指す」という内容にすべきではないか。	取り締まられるべき虚偽・誇大広告等の表示は「治療を受ける機会を失わせる」場合に限らず、結果として、消費者に適切な医薬品の利用や食生活等の生活習慣の改善をしなくてもよいかのような誤解を与える広告等の表示も含まれます。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
65	命令検査の対象食品等の政令指定の廃止	命令検査の対象品目の指定及び解除の際の判断基準を、科学的根拠に基づき明確に示すべきである。(改善措置申し入れの際、輸出国側より、公式な具体的指示を示すよう求められるケースがある。)	検査命令は、輸出国別食品別に見てモニタリング検査で違反が2件発見された場合など、輸出国の事情、食品の特性、同種食品の不適合事例等から見て食品衛生法不適合の蓋然性が高いと判断される場合に行うこととしております。また、検査命令を解除する際も同様であり、具体的には、輸出国側の対策、検査結果等をもとに判断することとしております。
66	登録検査機関	指定検査機関の登録制への移行に際しては、検査機関間の精度管理の質や同等性に疑問があるので、その格差を是正の上導入すべきである。また、チェック体制などについて明確にすべきではないか。	登録検査機関については、新規参入する機関も含め、検査に必要な機器及び検査業務担当者の知識経験及び人数の要件、業務規程の許認可等により、一定の検査の質や中立・公平性を確保できる仕組みとしたところであります。また、地方厚生局により監視を行うとともに、更新制とすることにより、チェック体制の強化を図ることといたしました。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
67	登録検査機関	登録検査機関の登録につき、更新制が必要である。	ご指摘のように、登録検査機関の登録につき、更新制を導入することとしております。
68	登録検査機関	登録検査機関については、外国の検査機関も考慮対象とすべき。	登録検査機関が行う検査命令制度自体が、輸入食品については本邦に到着後の、国産食品については現に製造が行われている食品等に対して命令を行う制度であり、もっぱら国外に設置され、検査実施を行う検査機関は想定しておりません。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
69	モニタリング検査の登録検査機関への委託	輸入食品の検査に関し、安易に登録機関等に委託せず、モニタリングも含め国が責任を持って行うべきではないか。	<p>輸入食品のモニタリング検査については、従来より国が検査を行ってきたところでありますが、食品衛生監視員の増員、検査施設、検査機器等の整備を行い、検査件数の増加、検査項目の拡大に最大限努めてきたところです。</p> <p>しかしながら、近年の輸入食品の多様化に伴って検査技術が複雑化、高度化するなか、輸入食品の急増、今後の検査ニーズの拡大にこれらの対策のみでは十分対応できない状況となっております。こうしたことから、今回の法改正において、検疫所等が収去した検体の試験業務を検査能力等を備えた中立・公正な登録検査機関に委託できる仕組みを設け、必要な検査を確実に実施することにより、輸入食品等の安全性の確保を図ろうとするものであります。</p>
70	モニタリング検査の登録検査機関への委託	輸入食品の監視・検査において、食品添加物の基準や製造過程について、より厳格に確認を行い、国外製品と国内製品の扱いにアンバランスがないようにすべき。	<p>輸入食品の食品添加物の使用を含む製造過程についての衛生上の確認は、食品衛生法に基づき届出された内容をもとに、必要に応じて食品衛生法に基づき輸入者から必要な情報報告を求め、モニタリング検査の実施等によって行っているところでありますが、過去の違反事例等を踏まえ、引き続き厳格に確認を行っていくこととしております。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
71	モニタリング検査の登録検査機関への委託	モニタリング検査の登録検査機関への委託について、かかる経費は公費でまかなうべき。	今回の法改正は、検疫所等が、収去した検体の試験業務を登録検査機関に委託できる仕組みを設けるものであり、その費用は引き続き公費でまかさないます。
72	モニタリング検査の登録検査機関への委託	複数港で荷揚げされるバラ積み食品原料についてモニタリング検査の手配をする場合は、第1港から順にチェックされるよう決めて頂きたい。また、複数港で荷揚げされる農産物については、最初の入港地における検査結果が代表となるよう、検討していただきたい。	検査によって違反が発見された場合の対応の観点から複数港で荷揚げされる同一ロットの食品について検査を実施する場合には最初の入港地からサンプリングを行うことが適切であると考えており、その場合には、最初の入港地における検査結果が当該農産物を代表するものとされます。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
73	監視指導の指針及び輸入食品監視検査実施計画(仮称)の策定	食品衛生監視員の人員確保やモニタリング検査など監視・検査体制の充実強化のため、国・地方公共団体の予算・施策の充実強化をすべきである。特に財政が逼迫している地方自治体における財政措置や、その他の業務の指導についても国として検討するべきではないか。	都道府県等が行う食品衛生監視は、地方公共団体の事務として位置付けられていることから、食品衛生監視員の人員確保や食品等に対する検査などに対しては、地方交付税による財政措置を行ってきているところであります。また検査体制の充実強化の取り組みとして、例えば、平成15年度予算案では、卸売市場など設けられている市場衛生検査所の試験検査設備の整備に係る補助制度を設けるなど行っております。次年度以降においても、地方交付税措置等における食品衛生監視員の増員など食品衛生監視体制の充実強化に努めていきたいと考えております。
74	監視指導の指針及び輸入食品監視検査実施計画(仮称)の策定	輸出国の安全性基準や生産・加工時の安全性確保の実態把握等を強化すべきである。	今回の法改正では、国の責務として食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究のため、また国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずる旨規定することとしており、こうした責務規定の創設も踏まえ、今後とも海外の情報を含めた幅広い情報収集や状況把握を積極的に進めていくこととしております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
75	監視指導の指針及び輸入食品監視検査実施計画(仮称)の策定	監視計画策定の際には、消費者が参加すべきである。	ご指摘のように、監視指導計画については、国及び都道府県等の計画の策定過程において、広く国民の意見を求める旨の規定を設けることといたしました。
76	監視指導の指針及び輸入食品監視検査実施計画(仮称)の策定	国及び都道府県等の計画に基づき行われる監視・検査の結果の公表についても規定すべきではないか。	ご指摘のように、国及び都道府県等が策定する監視指導計画に基づいて行われる監視指導の結果についても公表するよう規定することといたしました。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
77	監視指導の指針及び輸入食品監視検査実施計画(仮称)の策定	民間の監視機関の育成とそれらへの委託、食品衛生自主管理と監視との有機的な連携が必要である。	監視業務そのものは、その業務の特性等から、国及び都道府県等が責任をもって行うべきものと考えております。なお、今回のモニタリング検査の民間法人(登録検査機関)への委託についても、技術的な検査・分析を行う試験業務のみとしているところであります。
78	監視指導の指針及び輸入食品監視検査実施計画の策定	ワンロットの検査で全てを決めるのではなく、ロットごとの検査結果をみた上で、個別に判断する対応が必要である。	検査結果については、当該食品の種類、製造・生産者、原材料、製造方法等にかんがみ、食品衛生上の観点から同一性が認められる合理的な範囲において構成される同一ロット毎に判断することとしております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
79	都道府県等食品衛生監視指導計画(仮称)の導入	広域監視についての地方自治体間の連携に関する規定を設けるなど、国、地方、登録検査機関の連携を図るべきではないか。	ご指摘のように、都道府県等食品衛生監視指導計画において、国、隣接する都道府県等との連携確保に関する規定を設けることいたしました。
80	都道府県等食品衛生監視指導計画(仮称)の導入	都道府県、保健所等の指導を徹底し、改正法の施行を含め、関係事業者の指導・監督やハサップ承認等について全国統一したものとすべきである。	今回の法改正において、厚生労働大臣が、全国統一的な考え方による監視指導指針を定めることとし、これに基づき、各自治体が各々の実情に応じて重点的な監視指導項目を含む監視指導計画を策定し、それに従い監視指導を行う仕組みを導入することいたしました。 なお、総合衛生管理製造過程承認については従前より国の地方厚生局において全国統一した考え方に基づき審査を行っております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
81	都道府県等食品衛生監視指導計画(仮称)の導入	学校給食、工場給食などの事業所は要許可施設とすべきではないか。また、その他の営業許可対象についても見直すべき。	<p>学校給食、工場給食などのうち、事業所内部の施設で調理し食事の提供を行う、いわゆる集団給食施設は、食品衛生法に規定する「営業」に該当しないことから、都道府県知事等の許可を義務づけられていませんが、都道府県等の食品衛生監視員が要許可施設と同等の監視指導を行い、食中毒など飲食に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に努めております。</p> <p>営業許可対象業種については、政令で定めており、過去においても随時必要な見直しを行ってきておりますが、今後とも必要に応じ見直し等を検討していきたいと考えております。</p>
82	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	と畜場へのハサップ導入の考え方について明らかにするべきではないか。	<p>と畜場におけるハサップについては、腸管出血性大腸菌O-157による食中毒予防を目的として、平成8年にと畜場法施行規則、平成9年にと畜場法施行令を改正し、ハサップの考え方を導入した衛生管理及び記録の保存を義務付けるとともに、枝肉の微生物汚染実態調査を実施することにより、と畜場の衛生管理状態を検証しております。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
83	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	既にハサップの承認を受けた施設に対する監視・チェック体制の強化のあり方等について、今後の進め方や考え方について明らかにすべきではないか。	総合衛生管理製造過程承認施設に対する監視については、国の地方厚生局における食品衛生監視員の増員を行うとともに、各都道府県等の食品衛生監視員に対し監視に関する講習会を開催する等により、監視体制の強化を図っているところであります。さらに、今回の法改正において、総合衛生管理製造過程承認制度に更新制度を導入し、承認施設における適切なハサップの実施についての監視の強化を行うこととしております。
84	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	ハサップ承認は「国のお墨付き」という意味しか持たず、実際の効果はなかったのではないか。ハサップ承認に当たっては民間認証機関による認証を導入すべきではないか。	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度は、その承認により法で定めた一律の製造基準に従うことを免除するという効果が生じるものであるため、民間の認証には馴染まないものと考えております。しかし、ハサップシステム自体の導入は本制度に限られたものではなく、各営業者が民間認証機関等を利用し導入することは可能であります。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
85	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	ハサップの承認制をやめ、登録番号制とすべきではないか。	総合衛生管理製造過程承認制度では、その承認により一律の製造基準に従うことが免除されるという効果が生じるものであるため、登録制ではなく、個別承認が必要となります。
86	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	ハサップ承認事項に反する管理に関する通報義務制度を設けるべきではないか。	今回の改正で、総合衛生管理製造過程承認施設についても食品衛生管理者を置かなければならないこととし、また食品衛生管理者については、新たに、営業者による法令遵守等について必要な意見を述べ、営業者は当該意見を尊重しなければならない旨の規定を置くことといたしました。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
87	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	ハサップ承認工場に食品衛生管理者の配置を義務づけるべきではないか。	今回の法改正において、食品衛生管理者は、営業者による法令遵守等について必要な意見を述べ、営業者は当該意見を尊重しなければならない旨の規定を設けることとしましたが、総合衛生管理製造過程承認施設においても、これと同様の対応が然るべき者により行われるようにするため、ご指摘のように、総合衛生管理製造過程承認施設についても食品衛生管理者を置かなければならないことといたしました。
88	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	たとえば簡易ハサップ制度のようなものなどの導入により、ハサップの対象業種を拡大するべきである。	総合衛生管理製造過程の承認基準は、食品衛生に関する国際的な枠組みであるコーデックスが示したガイドラインに則した内容となっており、そのガイドラインを簡易にしたようなものは国際的にも認められていないところです。また、総合衛生管理製造過程承認制度の対象業種については、各業界におけるハサップに関する取組状況を考慮しつつ、法で製造基準が定められた食品群の拡大を検討することとしております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
89	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	ハサップの定着のため、(特別措置法等に基づく)支援等を継続するべきである。	食品製造業者におけるハサップ手法の導入を更に促進するため、現行の「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」の適用期限を5年間延長するための法案を農林水産省と共同で提出いたしました。
90	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	総合衛生管理製造過程の承認制度に一定期間ごとの更新制を導入することは、営業許可制度の関係からも整合性が取れると考えられるが、承認、更新の基準の平準化を図られたい。今までの外部監査で大きな指摘が無かった営業者に対し、更新手続きを簡略化する等の緩和措置を設定されたい。更新期間の設定にあっては、変更承認及び変更届けの制度が存在することから、承認施設に過大な負担をかけ、制度そのものを敬遠することが生じないように、営業許可更新の期限設定(5年間)が適当と考える。現行の乳における常温保存可能品の認定は総合衛生管理過程の認証と事務的に重なるところが大きく、煩雑となっている。認証事務の簡素化をされたい。	更新制度は、承認施設に対する監視・チェックの強化を行うために導入した制度であり、現時点において手続きの簡略化等の緩和措置は考えておりません。また、有効期間はこれまでの事故事例を踏まえ3年を下らない期間とすることとしております。乳における常温保存可能品と総合衛生管理製造過程の承認は目的が異なること、またそれぞれの申請書類で共通するものについては、同じ書類で受け付けており、直ちに簡素化することは考えておりません。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
91	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	食品衛生法施行規則別表第2の2の食品衛生上の危害の原因となる物質の欄に記載されている「腐敗微生物」を取除くべき。	食品の腐敗に係る微生物は食品によってその種類はかなり異なりますが、これらの微生物の汚染、増殖により食品は変質します。また、食中毒菌の増殖を制御するためにpHや水分活性を調整した食品であっても、これらの微生物の増殖が原因となってガス発生あるいは異物等を形成して変質することがあります。また変質には至らないまでも、細菌数や指標微生物が異常に増加し法で定める成分規格を満たすことができないこともあります。これらの問題は品質上の問題だけではなく食品の衛生上の問題でもあることから、これらの微生物についても食品製造の段階で十分に管理する必要があります。したがって食品衛生法施行規則別表第2の2の食品衛生上の危害の原因となる物質から「腐敗微生物」を削除することは適当ではないと考えております。
92	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	ハサップ導入に際して、消費者の意見を聴いたり、プログラム策定に食品衛生監視員を参加させるなど、より実質的な安全確保の意識を持った取組が必要。	総合衛生管理製造過程承認制度に基づくハサップの導入を行う施設に対しては、適切なハサップシステムの構築及びその実施が行えるよう申請以前の段階から、地方自治体及び国の地方厚生局の食品衛生監視員による技術的助言を行っております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
93	総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認制度の見直し	ハサップ承認について、虚偽承認申請や無断設備変更があっても、単なる承認の取り消しだけしか罰則がなく、効果として不十分。罰則というものを明確に定めていただきたい。	「総合衛生管理製造過程」については、承認施設が、法に基づく報告徴収の際に虚偽の報告を行った場合や、当該施設が製造等した食品による食中毒事故や成分規格違反等があれば罰則規定が適用されます。
94	食品衛生管理者の責務の追加等	食品衛生管理者の役割・権限を強化するなど、食品衛生管理者の役割を明確にするべきである。	ご指摘のように、本改正において、食品衛生管理者に関して以下の責務を追加することとしております。 施設における衛生管理の方法等の食品衛生に関する事項について、法違反及び食品衛生上の危害の発生を防止するため、必要な注意をするとともに、営業者(営業者)に対し必要な意見を述べなければならないこと 営業者は、食品衛生管理者の意見を尊重しなければならないこと

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
95	食品衛生管理者の責務の追加等	食品衛生管理者の努力義務を義務に変更するとともに新たに追加する責務規定の罰則について検討すべきである。また、営業者が食品衛生管理者の意見を聴かない場合、公的機関に報告することとすべきである。	責務規定に対する違反については、客観的な判断が困難なため、「努力義務」を罰則の対象となる「義務」とすることは困難であると考えております。 また、食品衛生管理者が一定の場合に公的機関に報告するよう義務を課すことについては、いわゆる公益通報者保護制度の政府全体での議論を見極めた上で検討する必要があるものと考えております。
96	食品衛生管理者の責務の追加等	現行の食品衛生管理者の資格要件や食品衛生管理者を設置すべき業種を再検討すべき。	食品衛生管理者の資格要件については、その業務内容にかんがみ相当の専門知識と経験が必要と考えており、現在のところ特段変更を行うことは考えておりません。 また設置業種については、「製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする」ものとしており、今後とも必要な業種を対象としていくこととしています。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
97	食品衛生管理者の責務の追加等	食品衛生管理者を置かなくてもよい営業者について、法令遵守とか自主管理についてどのように示していくのか。	今回の法改正において、食品等事業者の責務として、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、記録の作成など、事業者が自らの責任において安全性を確保する旨規定することといたしました。
98	大規模・広域な食中毒等の発生時の厚生労働大臣による指示	「食中毒等の飲食に起因する事故」に「食物アレルギーに起因する事故」を追加していただきたい。	食物アレルギーは特定のアレルギー体質を持つ方の健康被害であり、一般に細菌などによる食中毒には含まれないものですが、アレルギー物質を含む食品に対する表示基準の設定など、食物アレルギーの健康被害防止対策を進めております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
99	大規模・広域な食中毒等の発生時の厚生労働大臣による指示	近年になっても全国の食中毒件数が減少していない現状を考慮し、国の指示により疫学的調査を行い、それに基づいて適正な予防対策を講ずる必要がある。	食品流通の広域化などに伴い食中毒が全国的に拡散して発生する傾向があることから、今回の法改正においては、大規模・広域食中毒について、危害の発生・拡大防止のため緊急を要する場合、厚生労働大臣が都道府県知事等に対し疫学調査など必要な調査を行うよう要請できる規定を新たに設けることといたしました。また、食中毒の発生予防についても、発生状況に対応し、例えば、大量調理施設における衛生管理マニュアルを作成し、仕出しや給食施設などの指導を行うなど、具体的対策を進めております。
100	大規模・広域な食中毒等の発生時の厚生労働大臣による指示	明らかに食中毒の原因がはっきりするまでは国や外部には公表を控えて欲しい。保健所長による調査及び報告については、利害関係のない第三者からの届出や、作為的な扇動、真偽判定や報告者の特定が出来ない状態での事例などに対する規定を併せて制定されたい。	食中毒等の発生時においては、保健所は医師からの診断結果の報告や食品等の試験検査など客観情報に基づく原因究明等の調査を行っております。また被害の拡大防止の観点から必要な情報の早期の公表は必要と考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
101	販売業者等の記録保管等の努力義務の創設	販売業者等の記録保管等は努力義務ではなく義務とするべきであり、さらには農水畜産物については栽培歴や農薬使用履歴の記録も義務づけるべきではないか。	販売業者等の記録保管等については、その実行可能性等にも配慮し、努力義務としております。また、農水畜産物の栽培歴や農薬使用履歴については、生産段階における食品安全規制で必要な措置が検討されていると認識しております。
102	販売業者等の記録保管等の努力義務の創設	記録内容を必要なものに限定し、また努力義務の内容を明らかにするなど、保管等も含め、特に中小規模の業者に対し過度の負担を強いるようなことがないように留意するべきである。また国民の受け取りは「努力義務」であっても強制とほぼ同じであるので「義務」の文言は使用しないこと。	記録保管の記録内容については、食品衛生上の危害発生の原因となった食品等の廃棄等の措置を適確かつ迅速に講ずるために食中毒調査、違反食品発見時等の際に必要な情報を得るという観点から、食品衛生の危害発生の防止に必要な範囲に限定することといたしました。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
103	販売業者等の記録保管等の努力義務の創設	食品の販売業者等の責務として、保管された仕入元等の記録を、健康被害の発生・拡大に応じて遅滞なく公表するよう、努力義務に追加すべきではないか。	健康被害の発生時等において、都道府県知事等は原因究明・被害拡大防止のため必要な記録を事業者から報告を求めることができます。都道府県知事等は健康被害の拡大防止の観点から必要な情報については公表することとしております。
104	罰則の強化(表示義務違反等を含む)	製造業者に安全の意識をより強く持たせるため、罰則を強化するとともに、効果のある罰則にするべきではないか。	ご指摘のように、遵法意識の徹底を図るため、罰則を強化することいたしました。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
105	その他	表示違反を判断する分析方法が確立されていない食品中の添加物(特に、既存添加物)の分析法の確立を急ぐべき。	食品中の食品添加物を簡便に分析できる分析法については、これまでも厚生科学研究等を通じて検討を進め、「食品中の食品添加物分析法」(通知)等により公表してきておりますが、引き続き国立医薬品食品衛生研究所、地方衛生研究所、大学等の専門家の協力を得て、よりよい分析法の開発、改良を進めて公表していくこととしております。
106	その他(と畜・食鳥等)	と畜場法の検査項目に抗生物質残留検査を加え、すべての自治体でと畜検査員に食品衛生監視員の資格を与え、と畜場に抗生物質残留の検査設備を整備すること。	食肉の残留抗生物質の検査については、生産者が確認できると畜段階での実施が効果的と認識しており、従来から都道府県等に対し、と畜検査員に食品衛生監視員を発令し、これらの検査を実施するよう要請しております。また、厚生労働省において、食肉衛生検査所における検査体制を強化するため、施設、設備、検査機器の整備について財政支援を行っております。さらに、食肉衛生検査所における食肉の安全確保に資する研究について、必要に応じ厚生労働科学研究の補助の対象としております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
107	その他(と畜・食鳥等)	寄生虫やその他の感染症についても、現場の実務に携わっていると畜検査員が積極的な検査ができるよう必要な法改正を行うこと。	現行のと畜場法においても、検査対象として、省令別表で個別疾病名のほか一般症候名も指定し、幅広い検査の実施を可能としております。
108	その他	「食品衛生法」を「食品安全法」と改称すべきではないか。	今回の法改正においては、「食品衛生法」の名称は変更しておりませんが、食品の安全性を確保し、国民の健康を保護するとの観点に立ったより積極的な対応を図ることとし、目的規定を改正するとともに、残留農薬等のポジティブリスト制や特殊な方法により摂取する食品等の暫定的流通禁止措置などを導入することとしており、食品の安全性が十分に確保される内容となっていると考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
109	その他(骨子案以外の項目)	食品表示の目的規定に「国民の健康」「食品の安全」を盛り込む必要があるとともに、「国民の食品の選択に役立つ」「消費者にわかりやすい」も盛り込むべきである。	<p>今回の法改正により、法全体の目的規定に「国民の健康」「食品の安全」を盛り込むことにより、食品の表示規制の目的もこれらのを目的とすることがより明確になるものと考えます。</p> <p>食品衛生法に基づく表示の目的は、「飲食に起因する衛生上の危害を防止し、国民の健康の保護を図ること」であり、また、JAS法に基づく表示の目的は、「消費者の選択に役立つこと」であり、それぞれの法律の趣旨に則り表示の目的が定められていることから、食品衛生法の表示目的に、JAS法の目的である「消費者の選択に役立つこと」を加えることは、なじまないものと考えます。</p>
110	その他(骨子案以外の項目)	現在他省庁と連携して行われている食品表示制度の見直しについては「表示の一本化」を基本に、引き続き検討を進めていただきたい。食品安全委員会に統一的な表示に関する認定・評価機関を設置すべき。	食品の表示の一元化については、食品衛生法に関する審議会とJAS法に関する調査会を共同で開催し、両法に共通する表示項目、表示方法等について調査審議し、まずは、食品衛生法とJAS法との運用面での整合性を図ることと対応することとしておりますが、法律上の一元化については中長期課題であると認識しております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
111	その他(骨子案以外の項目)	食品表示の監視につき、都道府県における一元的な監視・指導体制を整備すべき。	食品表示の監視については、食品衛生法に基づく監視は、食品衛生監視員により行われており、JAS法に基づくものは、農林水産関係部局の職員が行っております。食品衛生監視員は、公衆衛生学等の専門知識を有する有資格者であり、食品の表示のみならず、食品の表示と内容を一体的にチェックしておりますが、効率的な食品表示の監視を進める観点から、監視・指導の情報の共有を図るべく、厚生労働省及び農林水産省から、都道府県等の関係部局に対しその旨の指導を行っております。
112	その他(骨子案以外の項目)	期限表示や固有記号などを含め食品表示制度全般の見直しも引き続き検討すべきである。	食品の表示に関しては、食品衛生法に関する審議会とJAS法に関する調査会を共同で開催し、期限表示や固有記号を含む表示項目、表示方法等について調査審議を進めております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
113	その他(骨子案以外の項目)	容器包装等について安全性評価を進め規格基準を見直すとともに、合成樹脂等の原料や添加剤についても、ポジティブリスト制とすべきである。またすべての添加剤の表示を義務づけるべき。	食品用の合成樹脂製容器包装については、食品の安全性の確保の観点から、必要に応じて、個別の樹脂毎に基準を定めており、これらで実際に用いられている容器包装のほとんどをカバーしていることから、合成樹脂等の原料や添加剤についての安全性は十分に確保されているものと考えております。
114	その他(骨子案以外の項目)	表示は行政のみならず、消費者にとっても重要な情報であることに鑑み、内容はもちろんのこと文字の大きさにも配慮すること。	食品表示の文字の大きさは、原則として6号活字以上と定められております。消費者に分かりやすい表示が求められるなか、文字の大きさも含め食品表示方法のありかたについて、食品衛生法に関する審議会とJAS法に関する調査会とを共同で開催し、調査審議を進めてまいります。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
115	その他(骨子案以外の項目)	「遺伝子組換え食品」や「放射線照射食品」などは、全部表示すべき。	<p>遺伝子組換え食品については、遺伝子組換え大豆、トウモロコシおよびばれいしょを主な原材料とする加工食品(豆腐類やコーンスナック菓子)については、義務表示にしていますが、組換えDNA及びこれにより生成したたんぱく質が除去・分解されているものや、主な原材料となっていないものについては義務表示の対象とはしていません。今後新たな安全性評価の動向等を踏まえ、表示対象、品目等の検討を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、放射線照射食品については、昭和47年より、ばれいしょのみが認められているところですが、放射線を照射した旨の表示を義務づけているところです。</p>
116	その他(骨子案以外の項目)	食品のリスクに関し国民も自主的に管理する、又は食品にゼロリスクはなく、「食品の安全」といった場合の「安全」のレベルを具体的に示すなど、食品のリスクに関する普及啓発に努めるべき。	<p>今後、食品に関するリスクコミュニケーションを推進してまいります。その中で、食品とリスクとの関係等についても採り上げて行き、食品のリスクに関する基本的な考え方・知識についても普及啓発に努めたいと考えております。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
117	その他(骨子案以外の項目)	<p>科学技術の発達により過去にはなかったような食品が開発され、安全性について未知のものが増えると思われるが、たとえばクローン技術応用食品や三倍体魚等ニューバイオ技術応用食品などについて、安全性評価や法規制、及び表示制度を設けるべきではないか。</p>	<p>クローン牛や三倍体魚などの新しい技術を用いて作られた食品については、その開発状況を踏まえ、規制の必要性を検討する観点から、必要な科学的研究を行っておりますが、クローン技術応用食品や三倍体魚については、遺伝子組み換え食品と異なり遺伝子の改変、操作を行うものではなく、従って既存の食品と異なるタンパク質等の発現が想定されないこと、またそれも含め現在のところ、安全性を疑わせるような知見はないことから、法規制及び表示の必要はないものと考えております。今後とも、農林水産省等と連携しつつ、海外も含め広く情報の収集や安全性の研究を進めていきたいと考えております。</p>
118	その他(骨子案以外の項目)	<p>ダイオキシン・環境ホルモン等の化学物質やカドミウム・水銀等重金属、天然由来のカビ毒など汚染された食品に対応した法改正が盛り込まれていないのはおかしいのではないかと。またそれらの低減のため、具体的な方法を検討する場を作り、自治体、業界、消費者ができる対策の提言を行うべきではないかと。</p>	<p>食品中の化学物質や重金属の安全性については、現行制度上も、法第7条等の規定に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いた上で、必要な規格基準を設定する等必要な規制を行っており、現に、カドミウムの米に対する残留基準や、アフラトキシン(カビ毒)について、必要な基準等を定めているところであります。また、これらの物質の低減のための方策については、必要に応じて関係省庁が連携して、人が暴露する量の把握、健康影響の評価に関する調査研究等を進めており、今後とも引き続きこのような調査を続け、リスクコミュニケーションの一環として、これらの研究情報の公開やそれに基づく意見交換などに取り組んでまいります。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
119	その他(骨子案以外の項目)	<p>食品安全委員会(仮称)の設置と食品安全基本法(仮称)の制定に向けて、準備作業が行われている現在、何よりも重要なことは「食品の安全確保と表示制度全体の整合性のある見直し」である。食品安全基本法、JAS法等関係法律と整合性を図るべきである。</p> <p>JAS法と食品衛生法の管轄機関の違いによる縦割り行政が問題視されている中で、食品の安全についての法律は一本化すべきではないか。</p>	<p>食品の表示に関しては、食品衛生法に関する審議会とJAS法に関する調査会を共同で開催し、両法に共通する表示項目、表示方法等について調査審議し、運用面での整合性を図ることとしております。</p> <p>またJAS法との一元化については、中長期的課題であると考えております。</p>
120	その他(骨子案以外の項目)遺伝子組換え等	<p>遺伝子組換え食品について、コーデックスで平成15年3月に部会が開かれ、総会でリスクアナリシスの原則、そして、また植物、バクテリア由来の遺伝子組み換え食品の安全性審査の方法が決まることから、そういったものを踏まえて見直しを是非していただきたい。その際には、リスク評価の部分でコミュニケーションを実際に実現していただきたい。また、それまでの間、遺伝子組換え食品の使用の凍結を求めたい。</p>	<p>コーデックスのバイオテクノロジー応用食品特別部会において検討されている「モダンバイオテクノロジーに由来する食品のリスク分析原則」、「遺伝子組換え植物に由来する食品の安全性評価のガイドライン」などが、平成15年夏に予定されているコーデックス総会で議論される予定であり、わが国としても、これらの動向を踏まえ、現在の遺伝子組換え食品の安全性審査基準等の見直しの必要性について検討したいと考えております。また、このような基準の見直しの際のリスク評価に係るリスクコミュニケーションについては、食品安全委員会において対応されるものと考えておりますが、厚生労働省が行うリスク管理の施策の意思決定の際においては、パブリックコメントを求めるなど十分なリスクコミュニケーションを行う予定としております。なお、遺伝子組換え食品については、現状において、安全性審査を厳正に行い、人の健康を損なうおそれがない旨を確認しており、その使用に際して安全性の問題はないと考えております。</p>

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
121	その他(骨子案以外の項目)	タール色素の食品衛生法第14条および食品衛生法施行令第1条の2で定める法により検定制度を継続すべき。	タール色素の検定については、引き続き行うこととしており、試験を行う施設については現在検討中であります。
122	その他(骨子案以外の項目)	法案として具体化されたものについてはパブリックコメントの機会を設けるべき。	今回の法改正に伴い必要な政令及び省令の制定に当たって、パブリックコメントを行うこととしています。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
123	その他(骨子案以外の項目)	すべて安全確保の観点から、添加物については規格基準、食品については品質基準のようなものを定めるべきではないか。新開発食品に限らないで、食品衛生法上の危害の発生を防止するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聞いて当該食品の品質基準を定めるか、あるいは販売を禁止すべき。	食品又は食品添加物については、法第7条に基づき安全性確保の観点から必要なものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、規格基準を定めているところであり、ご指摘のようにすべてのものについて一律に基準を定める必要はないと考えております。 また、衛生上の危害の発生を防止するために必要があると認めるときは、法第4条等に基づいて食品又は食品添加物の販売等を禁止することとなります。
124	その他(骨子案以外の項目)	規格や基準が設定された項目の検査方法は、公定法を定めてほしい。	食品衛生法に基づく規格基準の設定にあたっては、これまでも必要に応じその検査方法を示してきたところであり、今後とも、監視指導に必要な検査方法について、提示していくこととしております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
125	その他(骨子案以外の項目)	食の安全の基本理念として、農場(生産)から食卓(消費)まで一貫性を持った管理体制が求められている状況にあって、法第2条第8項のただし書きについては削除することが適切と考える。	農業及び水産業における食品の採取業については、食品衛生法に基づく営業許可等の規制対象にはなっておりませんが、例えば有毒物質等を含む食品の販売等禁止規定(法第4条)については、その採取も禁止されるなど、必要な規制は現行法上も行われているほか、今回の見直しにより新設する食品等事業者の責務規定においては、農業や水産業における食品の採取を行う者も対象とすることといたしました。
126	その他(骨子案以外の項目)	国民にとっては、「異物(本来飲食の用に供されるものとして認識されていないもの)」が混入されている食品が、食品衛生法の適用を受けないものがあるとの理解はされていないと考えるので、食品衛生法4条若しくは7条等において不良食品を排除できる規定を設けるべきと考える。	食品衛生法上の異物混入の扱いについては、第4条第4号において「人の健康をそこなうおそれがあるもの」について販売禁止とされており、その趣旨からは健康影響のおそれがない異物は直接禁止の対象とはなりません。食品に異物が混入していた場合には、当該食品の製造加工過程において衛生管理上の問題がある可能性が想定されることから、他の健康を損なうおそれのある異物の混入の有無について、法に基づき保健所が調査を行うべきであると考えております。

番号	骨子案の項目	御意見	当省の考え方
127	その他(骨子案以外の項目)	食品表示の基本的事項(製造者等の氏名住所、名称、期限等)については法に明記すべき。	製造者等の氏名住所等の食品表示の義務表示事項については、内容が詳細にわたるため、従来より省令で規定されてきているところです。
128	その他(骨子案以外の項目)	日本で認められていない成長ホルモン等を使用した畜産物に対する厚生労働省の見解を示して欲しい。EUでは輸入の規制対象になっているはずですが、なぜ日本ではこのような措置を取らないのか。安全性が確認できれば、日本でも使用を認めてもいいのではないか。	日本で使用が認められているか否かを問わず、成長ホルモン等を使用した畜産物については、牛肉、豚肉等の食品の安全性確保の観点より、規制の必要性のあるものについては、食品衛生法第7条に基づく食品中の残留基準を設定し、その基準を超える残留が認められる食肉等の流通を禁止しております。なお、家畜の生産段階における成長ホルモン等の使用については、薬事法に基づく農林水産大臣の承認にかかるものであります。